

竹原市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、竹原市広告掲載要綱第4条第3項の規定に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載等しない。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種又はこれに類似する業種

貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業者

たばこに関する業種又は事業者

ギャンブルに関する業種又は事業者

社会問題を起こしている業種又は事業者

法律の定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者

興信所、探偵事務所その他これらに類する業種又は事業者

債権取立て、示談引受け等の業種又は事業者

法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者

民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更正手続中の事業者

法令又は条例等に違反しているもの

行政機関からの行政指導を受け、その後も改善をしていない者

本市の市税を滞納している者

前各号に掲げるもののほか、市が保有する財産等を広告媒体とする業種又は事業所として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第3条 次の各号に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 法令等に製造，販売，提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でない認められる商品又はサービスを提供するもの

公の秩序に反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 暴力，賭博，売春等の行為を推奨し，又は肯定し，若しくは美化したものの

イ 残虐な描写等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で，露骨，わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

ア 人権侵害，差別，若しくは名誉毀損するもの又はそのおそれのあるもの

イ 他人をひぼう，中傷，若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人種，心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み，基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

エ 第三者の氏名，写真，談話，商標，著作権その他の財産権を無断で使用したものの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

政治性があるもの又は選挙に関係するもの

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
(政党広告を含む。)

宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
社会問題についての主義主張

ア 個人又は団体の意見広告

個人又は法人の名刺広告

美観風致を損なうおそれがあるもの

ア 色,デザイン等が景観と著しく違和感があるもの,意味が不明なもの等,
公衆に不快感を起こさせるもの

イ 自動車等運転手の誤解を招き,又は注意力を散漫にするおそれがあり,
交通事故を誘発する等交通安全を阻害するおそれのあるもの

ウ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの
内容又は責任の所在が不明確なもの

ア 代理店募集,副業,内職,会員募集等で,その目的,内容又は責任の所
在が不明確なもの

イ 通信販売で,連絡先,商品名,内容,価格,送料,数量,引渡し,支払
方法,返品条件等が不明確なもの

ウ 通信教育,講習会,塾,学校その他これらに類似する名称を用いたもの
で,その実体,内容,施設が不明確なもの

虚偽又は事実と異なる内容を含むもの,事実を誤認するおそれのあるもの
等,消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 誇大な表現及び根拠のない表示又は誤認を招くような表現を含むもの

イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

ウ 社会的に認められていない許認可,保証,賞,資格等を使用して権威付
けようとするもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種,商法及び商品

- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- ク 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの
- コ 他人名義の広告
- サ 責任の所在が明確でないもの
- シ 広告の内容が明確でないもの
- ス 国、地方公共団体、その他公共機関が、広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体、その他公共の機関が別に認証等を行っている商品、サービス等に係るものを除く。）
- セ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ソ 消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（市の編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの
- 青少年保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。
- イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

前各号にかかげるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの。

- ア 品位を損なう表現のもの
- イ 詐欺的なもの又は不良商法とみなされるもの
- ウ 私設私書箱，電話代行サービス等に関するもの
- エ 占い，運営判断等に関するもの
- オ 通貨及び郵便切手を複写したもの
- カ 謝罪，釈明等に関するもの
- キ 尋ね人，養子縁組等に関するもの
- ク 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し，又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- ケ デザイン色及び色彩が著しく派手で品位を欠き，広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- サ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの
- シ その他社会的に不適切なもの

(業種ごとの個別基準)

第4条 広告媒体主幹課及び室は，掲載の都度，次の各号に定める業種ごとの基準に基づき，掲載の可否，表示内容等を審査する。

1 人材募集広告

人材募集に見せかけて，売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。

人材募集に見せかけて，商品，材料若しくは機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

習熟の容易さ又は授業料若しくは受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる 等

3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。短期講習受講者や模擬試験受験者を含めている場合はその旨も表示する。

通信教育，講習会，塾又は学校類似の名称を用いたもので，その実態，内容，施設が不明確なものは，掲載しない。

4 外国大学の日本校

次の主旨を明確に表示すること。

「この大学は，日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

5 資格講座

民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け，それがあたかも国家資格であり，各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

「行政書士講座」などの講座には，その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には，別に国家試験を受ける必要があります。」

資格講座の募集に見せかけて，商品若しくは材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院，診療所，助産所

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5の規定により広告できる事項以外は，一切広告できない。

提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

広告する治療方法について，疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推

測的に述べることはできない。

写真については，病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備，機器の写真等，医療に密接に関わるものは広告できない。

マークを用いることはできるが，そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマーク及び名称は自由に用いることができない。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・柔道整復）

あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律（昭和 27 年法律第 217 号）第 7 条及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は，一切広告できない。

施術者の技能，施術方法及び経歴に関する事項は，広告できない。

法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院，カイロプラクティック，エステティック等）の広告は掲載できないため，業務内容の確認を必ず行うものとする。

8 薬局，薬店，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具（健康器具，コンタクトレンズ等）

広告を掲載する事業者が，業者所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。

9 いわゆる健康食品，保健機能食品，特別用途食品

広告を掲載する事業者が，業者所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

サービス全般

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し，誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は，法人名，代表者名，所在地，連絡先，担

当者名等に限る。

ウ その他サービスを利用するに当たって有利であると誤解を招くような表示は、できない。

例： 竹原市事業受託事業者 等

有料老人ホーム等

(1)に規定するもののほか、

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示は、できない。

11 墓地等

知事の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産事業

不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

13 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

14 旅行業

登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

15 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

16 雑誌・週刊誌等

適正な品位を保った広告であること。

見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

性犯罪を誘発し、又は助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権、プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

未成年者、心神喪失者などの犯罪に関連した記事に係る広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

17 映画・興業等

暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

性に関する表現で、扇情的、露骨又はわいせつなものは掲載しない。

いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

内容を極端にゆがめたり，一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

ショッキングなデザインは使用しない。

その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

年齢制限等，一部規制を受けるものはその内容を表示する。

18 古物商・リサイクルショップ等

営業形態に応じて，必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は，廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収，引取り，処理，処分，撤去，廃棄など

19 結婚相談所・交際紹介業

結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

掲載内容は，名称，所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

20 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

掲載内容は，名称，所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

出版物の広告は，主張の展開及び他の団体に対して言及（批判，中傷等）するものは掲載しない。

21 募金等

厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

下記の主旨を明確に表示すること。

「 募金は， 知事の許可を受けた募金活動です。」

22 質屋・チケット等再販売業

個々の相場，金額等の表示はしない。

例： のバッグ 50,000 円，航空券 東京～広島 15,000 円等

有利さを誤認させるような表示はしない。

23 トランクルーム及び貸し収納業者

「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。

「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。

「当社の は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」
等

24 ダイヤルサービス

“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

25 ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

26 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第5条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

27 その他、表示について注意を要すること

割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例： 「メーカー希望小売価格の30%引き」等

比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

無料で参加、体験できるもの

費用がかかることがある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

責任の所在、内容又は目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先は固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認

めない。また，法人格を有しない団体の場合は，責任の所在を明らかにするために，代表者名を明記する。

肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

宝石の販売

虚偽の表現に注意

例：「メーカー希望価格の 50%引き」（宝石には通常，メーカー希望価格はない）等

個人輸入代行業等の個人営業広告

アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

（広告媒体ごとの基準）

第 5 条 この基準に規定するもののほか，広告媒体の性質に応じて，広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は，別に基準を定めることができる。

（掲載基準の適用）

第 6 条 この基準の適用については，広告ごとに具体的に判断し，当該広告の全部又は一部について修正，削除等が必要な場合には，広告主に依頼することとする。

2 広告主は，正当な理由がある場合以外は，修正，削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。